

長崎県農村整備工事特記仕様書（共通編） 新旧対照表

| 改正後（令和6年6月版）  | 改正前（令和5年5月版）  |
|---|---|
| <p style="text-align: center;"><b>長崎県農村整備工事特記仕様書（共通編）</b><br/><b>（令和6年6月）</b></p> <p>第1章 総 則 〔省略〕<br/>第2章 工事の概要 〔省略〕<br/>第3章 施工条件明示</p> <p>3-1-1条 〔省略〕</p> <p>3-1-2条 余裕期間制度【任意着手方式】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事（任意着手方式）であり、発注者が示した余裕期間と実工期の日数または工事着手期限までの間で、受注者は工事の始期を任意に設定することができる。なお、受注者は、契約を締結するまでの間に、「余裕期間制度を活用した工事試行要領」に定める「工期通知書（様式-1）」により、工事の始期を通知すること。（余裕期間：契約締結日から工事の始期の前日）</li> <li>2. 余裕工期内に施工体制等（配置予定技術者の配置など）の確保が図られ、工事着手可能となった場合に限り、受注者は、<b>実工期の開始日までの間に「余裕期間制度を活用した工事試行要領」に定める「工期変更申請書（様式-2）」による協議をもって、工事の始期を変更できる。</b>なお、工事の終期についても、工事の始期を前倒しする日数分を前倒しするものとし、実工期の日数は変更できない。</li> <li>3. 週休2日工事に限り、受注者が「必要工期」を算出し実工期が不足する場合は、施工計画書の提出前までに発注者と協議し、工期の変更を行なうことができる。</li> <li>4. 余裕期間内は、現場代理人、主任技術者または監理技術者を配置することを要しない。</li> <li>5. 現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間中に増加する経費は受注者の負担とする。</li> <li>6. 余裕期間内に行う準備は、受注者の責により行うものとする。</li> <li>7. 契約締結後において、前2、3のように実工期の変更の必要が生じた場合は、受注者は、発注者との協議の上、工期に係る契約を変更しなければならない。</li> <li>8. 工事実績情報サービス（コリンズ）に登録する技術者の従事期間は、実工期（余裕期間を含めない）をもって登録するものとする。</li> <li>9. 受注者は、工事完了後、アンケートに協力するものとする。</li> </ol> <p>3-1-3条 余裕期間制度【フレックス方式】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事（フレックス方式）であり、発注者が示した全体工期（余裕期間と実工期を合わせた期間）の間で、受注者は工事の始期及び終期を任意に設定できる。なお、受注者は、契約を締結するまでの間に、「余裕期間制度を活用した工事試行要領」に定める「工期通知書（様式-1）」により、工事の始期及び終期を通知すること。</li> </ol> | <p style="text-align: center;"><b>長崎県農村整備工事特記仕様書（共通編）</b><br/><b>（令和5年5月）</b></p> <p>第1章 総 則 〔省略〕<br/>第2章 工事の概要 〔省略〕<br/>第3章 施工条件明示</p> <p>3-1-1条 〔省略〕</p> <p>3-1-2条 余裕期間制度【任意着手方式】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事（任意着手方式）であり、発注者が示した余裕期間と実工期の日数または工事着手期限までの間で、受注者は工事の始期を任意に設定することができる。なお、受注者は、契約を締結するまでの間に、「余裕期間制度を活用した工事試行要領」に定める「工期通知書（様式-1）」により、工事の始期を通知すること。（余裕期間：契約締結日から工事の始期の前日）</li> <li>2. 余裕工期内に施工体制等（配置予定技術者の配置など）の確保が図られ、工事着手可能となった場合に限り、受注者は、<b>発注者との協議により、工事の始期を変更できるものとする。</b>なお、工事の終期についても、工事の始期を前倒しする日数分を前倒しするものとし、実工期の日数は変更できない。</li> <li>3. 週休2日工事に限り、受注者が「必要工期」を算出し実工期が不足する場合は、施工計画書の提出前までに発注者と協議し、工期の変更を行なうことができる。</li> <li>4. 余裕期間内は、現場代理人、主任技術者または監理技術者を配置することを要しない。</li> <li>5. 現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間中に増加する経費は受注者の負担とする。</li> <li>6. 余裕期間内に行う準備は、受注者の責により行うものとする。</li> <li>7. 契約締結後において、前2、3のように実工期の変更の必要が生じた場合は、受注者は、発注者との協議の上、工期に係る契約を変更しなければならない。</li> <li>8. 工事実績情報サービス（コリンズ）に登録する技術者の従事期間は、実工期（余裕期間を含めない）をもって登録するものとする。</li> <li>9. 受注者は、工事完了後、アンケートに協力するものとする。</li> </ol> <p>3-1-3条 余裕期間制度【フレックス方式】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事（フレックス方式）であり、発注者が示した全体工期（余裕期間と実工期を合わせた期間）の間で、受注者は工事の始期及び終期を任意に設定できる。なお、受注者は、契約を締結するまでの間に、「余裕期間制度を活用した工事試行要領」に定める「工期通知書（様式-1）」により、工事の始期及び終期を通知すること。</li> </ol> |

長崎県農村整備工事特記仕様書（共通編） 新旧対照表

| 改正後（令和6年6月版）   | 改正前（令和5年5月版）        |    |           |                     |  |
|--|---------------------|----|-----------|---------------------|--|
| <p>と。（余裕期間：契約締結日から工事の始期の前日）</p> <p>2. 余裕工期内に施工体制等（配置予定技術者の配置など）の確保が図られ、工事着手可能となった場合に限り、受注者は、<b>実工期の開始までの間に「余裕期間制度を活用した工事試行要領」に定める「工期変更申請書（様式-2）」による協議をもって、実工期を変更できる。</b></p> <p>3. 週休2日工事に限り、受注者が「必要工期」を算出し実工期が不足する場合は、施工計画書の提出前までに発注者と協議し工期変更を行なうことができる。</p> <p>4. 工事の始期までの余裕期間内は、現場代理人、主任技術者または監理技術者を配置することを要しない。</p> <p>5. 現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間中に増加する経費は受注者の負担とする。</p> <p>6. 余裕期間内に行う準備は、受注者の責により行うものとする。</p> <p>7. 契約締結後において、前2、3のように実工期の変更の必要が生じた場合は、受注者は、発注者との協議の上、工期に係る契約を変更しなければならない。</p> <p>8. 工事実績情報サービス（コリンズ）に登録する技術者の従事期間は、実工期（余裕期間を含めない）をもって登録するものとする。</p> <p>9. 受注者は、工事完了後、アンケートに協力するものとする。</p> <p>3-1-4条 〔省略〕</p> <p>3-1-5条 週休2日工事における現場閉所の実施<br/> <b>「週休2日工事（発注者指定型）」の場合</b></p> <p>本工事は、週休2日工事（発注者指定型）であり、4週8休以上の現場閉所を行うための費用を計上している。受注者は、「週休2日（4週8休）」の実施を、施工計画書の提出前までに監督職員と工事打合せ簿により協議を行うものとし、予定工程において設定された休日及び現場閉所を行うほか以下の1）から7）によるものとするが、工事契約後、週休2日対象期間としていた期間において、受注者の責によらず現場閉所の実施が不可能となる期間が生じる場合は、受発注者間で協議の上、現場閉所による週休2日の対象外とする作業と期間を別途定めるものとする。</p> <p>完成通知時においては、実施工程表等により実施状況を取りまとめ監督職員へ報告するものとする。</p> <p>なお、施工プロセスチェックの実施により「助言・指導（文書通知）」が発出された場合、工事成績評定において加点評価は行わないものとする。また、上記に加え4週8休以上の現場閉所が達成できなかった場合は、工事成績評定調書の「7. 法令順守等」において、点数を2点減ずる措置を行うものとする。</p> <p>1) 週休2日は原則、4週8休以上（現場閉所率28.5%以上）とする。</p> <p>2) 現場閉所による週休2日の対象外とする作業・期間は下記のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="311 1774 1181 1879"> <tr> <td>週休2日対象外作業</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>週休2日対象外期間</td> <td>令和〇年〇月〇〇日～令和〇年〇月〇〇日</td> </tr> </table> <p>3) 予定工程において設定された休日は、工事現場内の巡回パトロールや保守点検等、現場管</p> | 週休2日対象外作業           | 〇〇 | 週休2日対象外期間 | 令和〇年〇月〇〇日～令和〇年〇月〇〇日 | <p>（余裕期間：契約締結日から工事の始期の前日）</p> <p>2. 余裕工期内に施工体制等（配置予定技術者の配置など）の確保が図られ、工事着手可能となった場合に限り、受注者は、<b>発注者との協議により、実工期の始期を変更できるものとする。</b></p> <p>3. 週休2日工事に限り、受注者が「必要工期」を算出し実工期が不足する場合は、施工計画書の提出前までに発注者と協議し工期変更を行なうことができる。</p> <p>4. 工事の始期までの余裕期間内は、現場代理人、主任技術者または監理技術者を配置することを要しない。</p> <p>5. 現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間中に増加する経費は受注者の負担とする。</p> <p>6. 余裕期間内に行う準備は、受注者の責により行うものとする。</p> <p>7. 契約締結後において、前2、3のように実工期の変更の必要が生じた場合は、受注者は、発注者との協議の上、工期に係る契約を変更しなければならない。</p> <p>8. 工事実績情報サービス（コリンズ）に登録する技術者の従事期間は、実工期（余裕期間を含めない）をもって登録するものとする。</p> <p>9. 受注者は、工事完了後、アンケートに協力するものとする。</p> <p>3-1-4条 〔省略〕</p> <p>3-1-5条 週休2日工事における現場閉所の実施</p> <p style="text-align: right;">〔追加〕</p> |
| 週休2日対象外作業  | 〇〇                  |    |           |                     |  |
| 週休2日対象外期間  | 令和〇年〇月〇〇日～令和〇年〇月〇〇日 |    |           |                     |  |

長崎県農村整備工事特記仕様書（共通編） 新旧対照表

| 改正後（令和6年6月版）  | 改正前（令和5年5月版）  |
|---|---|
| <p>理上必要な作業を行う場合を除き、監督職員との協議なしに現場事務所を営業することや、工事及び測量等の現場作業のみならず書類整理等の事務作業も実施することが出来ない。やむを得ず休日に作業（災害対応や緊急工事等）を実施する場合には、監督職員と協議を行うこととする。</p> <p>4）元請技術者（現場代理人、主任技術者、監理技術者）は現場閉所にあわせて、必ず休日とすること。</p> <p>5）受注者は、当初設定された工期が週休2日を実施するにあたって適当ではないと判断した場合は、「必要工期」を算出し施工計画書の提出前までに発注者と協議を行うこと。発注者が妥当と判断した場合は変更の対象とする。</p> <p>6）4週8休以上の現場閉所が達成されなかった場合は、補正を減じた変更契約を行うものとする。4週8休以上とは、現場閉所率28.5%（8日／28日）以上の場合とする。週休2日における補正係数については、下記のとおりとする。</p> <p>【4週8休以上：補正係数】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・労務費：1.05</li> <li>・機械経費（賃料）：1.04</li> <li>・共通仮設費：1.04</li> <li>・現場管理費：1.09</li> </ul> <p>※県土木部制定の積算基準（土木工事標準積算基準・電気通信設備積算基準・機械設備積算基準・港湾・漁港請負工事積算基準）による積算の場合は、県土木部の「週休2日モデル工事（発注者指定型）」の試行要領に準じる。</p> <p>7）対象期間中、工事現場に週休2日工事であることを現場に看板等により掲示すること。<br/>※詳しくは、長崎県農林部週休2日工事 試行要領（長崎県ホームページ）をご確認ください。<br/>(<a href="https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/machidukuri/kokyo-jigyo/kouji/nagasakienn_nourinbu_syukyu2nitikouji_sikouyouryou/">https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/machidukuri/kokyo-jigyo/kouji/nagasakienn_nourinbu_syukyu2nitikouji_sikouyouryou/</a>)</p> <p><b>3-1-6条 週休2日工事における現場閉所の実施</b><br/><b>「週休2日工事（受注者希望型）」の場合</b></p> <p>本工事は、週休2日工事（受注者希望型）であり、4週8休以上の現場閉所を行うための費用を計上している。受注者は週休2日を実施するか選択できるものとし、実施の有無および実施する週休2日のパターンについて、施工計画書の提出前までに監督職員と工事打合せ簿により協議を行うものとする。</p> <p>なお、実施する場合は、予定工程において設定された休日及び現場閉所を行うほか以下の1）から7）によるものとする。</p> <p>ただし、実施しない場合においても4週5休以上の休日は確保することとし、現場閉所率</p> | <p style="text-align: center;">〔追加〕</p> <p><b>3-1-5条 週休2日工事における現場閉所の実施</b></p> <p>本工事は、週休2日工事の<b>対象</b>であり、4週8休以上の現場閉所を行うための費用を計上している。受注者は実施の有無および実施する週休2日のパターンについて選択のうえ、施工計画書の提出前までに監督職員と工事打合せ簿により協議を行うものとする。</p> <p>なお、実施する場合は、<del>「週休2日実施要領」によることとし</del>、予定工程において設定された休日及び現場閉所を行うほか以下の1）から7）に<b>記載の取扱を行うもの</b>とする。<br/><del>また、実施しない場合は、以下の5）によるものとする。</del></p> <p>ただし、実施しない場合においても4週5休以上の休日は確保することとし、現場閉所率</p> |

長崎県農村整備工事特記仕様書（共通編） 新旧対照表

|              |              |
|--------------|--------------|
| 改正後（令和6年6月版） | 改正前（令和5年5月版） |
|--------------|--------------|

は、17.8%（5日/28日）以上とする。また、この場合においては、完成通知時において実施工程表等により実施状況を取りまとめ監督職員へ報告するものとするが、未達成の場合においても当面は減点評価を行わない。

工事契約後、週休2日対象期間としていた期間において、受注者の責によらず現場閉所の実施が不可能となる期間が生じる場合は、受発注者間で協議の上、現場閉所による週休2日の対象外とする作業と期間を別途定めるものとする。

- 週休2日は4週8休以上を基本とするが、受注者は、工事着手日から工事完成日までの期間において、4週6休以上の休日を確保することとする。
- 現場閉所による週休2日の対象外とする作業・期間は下記のとおりとする。

|           |                     |
|-----------|---------------------|
| 週休2日対象外作業 | 〇〇                  |
| 週休2日対象外期間 | 令和〇年〇月〇〇日～令和〇年〇月〇〇日 |

- 予定工程において設定された休日は、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き監督職員との協議なしに現場事務所を営業することや、工事及び測量等の現場作業のみならず書類整理等の事務作業も実施することが出来ない。やむを得ず休日に作業（災害対応や緊急工事等）を実施する場合には、監督職員と協議を行うこととする。
- 元請技術者（現場代理人、主任技術者、監理技術者）は現場閉所にあわせて、必ず休日とすること。
- 受注者は、当初設定された工期が週休2日を実施するにあたって適当ではないと判断した場合は、「必要工期」を算出し施工計画書の提出前までに発注者と協議を行うこと。発注者が妥当と判断した場合は変更の対象とする。
- 4週8休以上の現場閉所が達成されなかった場合は、週休2日の実施内容および現場閉所の達成状況に合わせ、変更契約を行うものとする。また、4週6休未満の場合並びに週休2日を選択しなかった場合は、補正を減じた変更契約を行うものとする。4週8休以上とは、現場閉所率 28.5%（8日/28日）以上の場合、4週7休以上4週8休未満とは、現場閉所率が 25.0%（7日/28日）以上 28.5%未満の場合、4週6休以上4週7休未満とは、現場閉所率が 21.4%（6日/28日）以上 25%未満の場合とする。

各週休パターンにおける補正係数については、下記のとおりとする。

|              | 4週8休以上                  | 4週7休以上<br>4週8休未満                   | 4週6休以上<br>4週7休未満                   |
|--------------|-------------------------|------------------------------------|------------------------------------|
| 現場閉所率        | 28.5%<br>(8日/28日)<br>以上 | 25.0%<br>(7日/28日)<br>以上<br>28.5%未満 | 21.4%<br>(6日/28日)<br>以上<br>25.0%未満 |
| 労務費          | 1.05                    | 1.03                               | 1.01                               |
| 機械経費<br>(賃料) | 1.04                    | 1.03                               | 1.01                               |

は、17.8%（5日/28日）以上とする。また、この場合においては、完成通知時において実施工程表等により実施状況を取りまとめ監督職員へ報告するものとするが、未達成の場合においても当面は減点評価を行わない。

〔追加〕

- 週休2日は4週8休以上を基本とするが、受注者は、工事着手日から工事完成日までの期間において、4週6休以上の休日を確保することとする。

〔追加〕

- 予定工程において設定された休日は、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き監督職員との協議なしに現場事務所を営業することや、工事及び測量等の現場作業のみならず書類整理等の事務作業も実施することが出来ない。やむを得ず休日に作業（災害対応や緊急工事等）を実施する場合には、監督職員と協議を行うこととする。
- 元請技術者等（現場代理人、主任技術者、監理技術者）は現場閉所にあわせて、必ず休日とすること。
- 受注者は、当初設定された工期が週休2日を実施するにあたって適当ではないと判断した場合は、「必要工期」を算出し施工計画書の提出前までに発注者と協議を行うこと。発注者が妥当と判断した場合は変更の対象とする。
- 4週8休以上が達成されなかった場合は、週休2日の実施内容および現場閉所の達成状況に合わせ、変更契約を行うものとする。また、4週6休未満の場合並びに週休2日を選択しなかった場合は、補正を減じた変更契約を行うものとする。4週8休以上とは、現場閉所率 28.5%（8日/28日）以上の場合、4週7休以上4週8休未満とは、現場閉所率が 25.0%（7日/28日）以上 28.5%未満の場合、4週6休以上4週7休未満とは、現場閉所率が 21.4%（6日/28日）以上 25%未満の場合とする。

各週休パターンにおける補正係数については、下記のとおりとする。

|           | 4週8休以上              | 4週7休以上<br>4週8休未満               | 4週6休以上<br>4週7休未満               |
|-----------|---------------------|--------------------------------|--------------------------------|
| 現場閉所率     | 28.5%以上<br>(8日/28日) | 25.0%以上<br>(7日/28日)<br>28.5%未満 | 21.4%以上<br>(6日/28日)<br>25.0%未満 |
| 労務費       | 1.05                | 1.03                           | 1.01                           |
| 機械経費（賃料）  | 1.04                | 1.03                           | 1.01                           |
| 共通仮設費（率分） | 1.04                | 1.03                           | 1.02                           |
| 現場管理費（率分） | 1.09                | 1.07                           | 1.05                           |

長崎県農村整備工事特記仕様書（共通編） 新旧対照表

| 改正後（令和6年6月版）   |               |      |      |      | 改正前（令和5年5月版）   |  |  |  |  |
|--|---------------|------|------|------|--|--|--|--|--|
|  | 共通仮設費<br>（率分） | 1.04 | 1.03 | 1.02 |  |  |  |  |  |
|  | 現場管理費<br>（率分） | 1.09 | 1.07 | 1.05 |  |  |  |  |  |
| <p>※ 県土木部制定の積算基準（土木工事標準積算基準・電気通信設備積算基準・機械設備積算基準・港湾・漁港請負工事積算基準）による積算の場合は、県土木部の「週休2日モデル工事（受注者希望型）の試行要領」に準じる。</p> <p>7) 対象期間中、工事現場に週休2日工事であることを現場に看板等により掲示すること。<br/>                 ※詳しくは、長崎県農林部週休2日工事 試行要領（長崎県ホームページ）をご確認ください。<br/> <a href="https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/machidukuri/kokyo-jigyo/kouji/nagasakienn_nourinbu_syukyu2nitikouji_sikouyouryou/">https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/machidukuri/kokyo-jigyo/kouji/nagasakienn_nourinbu_syukyu2nitikouji_sikouyouryou/</a></p> <p style="text-align: center;">〔削除〕</p> |               |      |      |      | <p>〔追加〕</p> <p>(6) 対象期間中、工事現場に週休2日試行工事であることを看板等により掲示すること。</p> <p><del>-(7) 工事完了後、「週休2日」の実施の有無にかかわらず実態調査(アンケート)に協力すること。</del></p> |  |  |  |  |
| 3-1-7条 埋設物及び架空線等 〔省略〕  |               |      |      |      | 3-1-6条 埋設物及び架空線等 〔省略〕  |  |  |  |  |
| 3-1-8条 枠組足場<br>枠組足場の設置を必要とする場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン（厚生労働省令和5年12月）」によるものとし、手すり先行工法の方式を採用した場合に、二段手すり及び幅木の機能を有するものでなければならない。   |               |      |      |      | 3-1-7条 枠組足場<br>枠組足場の設置を必要とする場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン（厚生労働省平成21年4月）」によるものとし、手すり先行工法の方式を採用した場合に、二段手すり及び幅木の機能を有するものでなければならない。         |  |  |  |  |
| 3-1-9条 コンクリート塊・アスファルト塊の処理 〔省略〕   |               |      |      |      | 3-1-8条 コンクリート塊・アスファルト塊の処理 〔省略〕   |  |  |  |  |
| 3-1-10条 木くず【産業廃棄物に該当する分】 〔省略〕  |               |      |      |      | 3-1-9条 木くず【産業廃棄物に該当する分】 〔省略〕   |  |  |  |  |
| 3-1-11条 排水工（濁水処理を含む）関係 〔省略〕  |               |      |      |      | 3-1-10条 排水工（濁水処理を含む）関係 〔省略〕  |  |  |  |  |

長崎県農村整備工事特記仕様書（共通編） 新旧対照表

| 改正後（令和6年6月版）  | 改正前（令和5年5月版）  |
|---|---|
| <p>3-1-12条 現場環境改善関係</p> <p style="text-align: center;">〔省略〕</p> <p>3-1-13条 現場環境改善（快適トイレの試行設置）【設計金額5,000万円以上の工事】</p> <p style="text-align: center;">〔省略〕</p> <p>3-1-14条 現場環境改善（快適トイレの試行設置）【設計金額5,000万円未満の工事】</p> <p style="text-align: center;">〔省略〕</p> <p>3-2-1条 遠隔臨場活用工事について</p> <p>1. 遠隔臨場に関する試行工事</p> <p style="text-align: center;">〔省略〕</p> <p>2. 試行内容</p> <p>(1) 施工計画書<br/>受注者は、遠隔臨場にあたり、施工計画書に適用種別及び実施方法を現場臨場と分けて記載すること。</p> <p>(2) 遠隔臨場での確認</p> <p>① モバイル端末等により撮影した映像と音声を監督職員等へ同時配信を行い、双方向の通信により会話しながら確認する。試行内容については、発注者との協議により実施するものとする。</p> <p>② 映像と音声の録画を必要とする場合は、確認実施者が現場技術員の場合とする。この場合、現場技術員は使用するPCにて録画し、取りまとめるものとする。</p> <p>(3) 事前準備</p> <p>【受注者が機器の準備をする場合】<br/>本試行工事に要するモバイル端末等の映像と音声の配信に必要な機器等は受注者が準備するものとし、詳細については、監督職員と協議し決定するものとする。</p> <p>【発注者が機器の準備をする場合】<br/>本試行工事に要するモバイル端末等の映像と音声の配信に必要な機器等は発注者が準備するものとする。</p> <p>【県のテレビ会議システム（Microsoft Teams）を利用する場合】<br/>本試行工事に要するモバイル端末等は、受発注者それぞれが準備すること。</p> <p>(4) 効果の検証<br/>本試行工事を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督員の指示による。</p> | <p>3-1-11条 現場環境改善関係</p> <p style="text-align: center;">〔省略〕</p> <p>3-1-12条 現場環境改善（快適トイレの試行設置）【設計金額5,000万円以上の工事】</p> <p style="text-align: center;">〔省略〕</p> <p>3-1-13条 現場環境改善（快適トイレの試行設置）【設計金額5,000万円未満の工事】</p> <p style="text-align: center;">〔省略〕</p> <p>3-2-1条 遠隔臨場活用工事について</p> <p>1. 遠隔臨場に関する試行工事</p> <p style="text-align: center;">〔省略〕</p> <p>2. 試行内容</p> <p>(1) 施工計画書<br/>受注者は、遠隔臨場にあたり、施工計画書に適用種別及び実施方法を現場臨場と分けて記載すること。</p> <p>(2) 遠隔臨場での確認</p> <p>① モバイル端末等により撮影した映像と音声を監督職員等へ同時配信を行い、双方向の通信により会話しながら確認する。試行内容については、発注者との協議により実施するものとする。</p> <p>② 映像と音声の録画を必要とする場合は、確認実施者が現場技術員の場合とする。この場合、現場技術員は使用するPCにて録画し、取りまとめるものとする。</p> <p>(3) 事前準備</p> <p>【受注者が機器の準備をする場合】<br/>本試行工事に要するモバイル端末等の映像と音声の配信に必要な機器等は受注者が準備するものとし、詳細については、監督職員と協議し決定するものとする。</p> <p>【発注者が機器の準備をする場合】<br/>本試行工事に要するモバイル端末等の映像と音声の配信に必要な機器等は発注者が準備するものとする。</p> <p>【県のテレビ会議システム（Webex）を利用する場合】<br/>本試行工事に要するモバイル端末等は、受発注者それぞれが準備すること。</p> <p>(4) 効果の検証<br/>本試行工事を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督員の指示による。</p> |

長崎県農村整備工事特記仕様書（共通編） 新旧対照表

| 改正後（令和6年6月版）   | 改正前（令和5年5月版）   |
|--|--|
| <p>（5）費用</p> <p>【受注者が機器の準備をする場合】<br/>本試行に要する費用は、工事実施に必要な施工管理費として、全必要額を一括計上価格に積上げ計上する。</p> <p>【発注者が機器の準備をする場合】<br/>本試行に要する費用については、別途費用が発生しないため、設計変更の対象とならない。</p> <p>【県のテレビ会議システム（Microsoft Teams）を利用する場合】<br/>本試行に要する費用については、別途費用が発生しないため、設計変更の対象とならない。</p> <p>第4章 その他 [省略]</p> | <p>（5）費用</p> <p>【受注者が機器の準備をする場合】<br/>本試行に要する費用は、工事実施に必要な施工管理費として、全必要額を一括計上価格に積上げ計上する。</p> <p>【発注者が機器の準備をする場合】<br/>本試行に要する費用については、別途費用が発生しないため、設計変更の対象とならない。</p> <p>【県のテレビ会議システム（Webex）を利用する場合】<br/>本試行に要する費用については、別途費用が発生しないため、設計変更の対象とならない。</p> <p>第4章 その他 [省略]</p> |